

# 神戸大学マンドリンクラブ弦友会規約の改定について

平成23年7月30日

## <新 規 約>

### 総 則

(名称)

第1条 本会は、神戸大学マンドリンクラブ弦友会と称する。(略称=弦友会)

(目的)

第2条 本会は、神戸大学マンドリンクラブ(以降クラブと呼ぶ)の卒部生相互間及びクラブ員との親睦をはかり、クラブの発展に寄与することを目的とする。

(会員資格)

第3条 本会はクラブの卒部生をもって構成する。卒部生はクラブの卒部時点で会員となる。ただし、クラブに在籍したことがあり、本会が認めたものについても、会員資格を持つものとする。

### 運 営

(会の運営)

第4条 本会の運営は、役員会の決議に基づくものとする。  
役員会は、第15条に定める事項につき協議および決議を行う。

(構成)

第5条 本会は、下記の役員を置く。  
会 長 1名  
副会長 1～3名  
会 計 1名  
幹 事 卒部年次(回生)ごとに1名を選任

(会長)

第6条 会長は本会を代表するとともに他の役員と協力して本会の運営に当たる。

(副会長)

第7条 副会長は会長を補佐する。

(会計)

第8条 会計は本会の会計事務を行う。

(幹事)

第9条 幹事は各回生を代表して、会の運営に協力する。

(役員の変更)

# 神戸大学マンドリンクラブ弦友会規約の改定について

平成23年7月30日

第10条 役員は役員会で選任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は特にこれを定めない。

(役員会招集)

第12条 役員会は会長がこれを招集する。

(開催)

第13条 役員会は毎年一回開催し、出席者をもって成立するものとする。  
ただし、委任状を提出した役員は出席者と見なす。  
なお、必要に応じて臨時役員会を開催することができる。

(決議方法)

第14条 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(協議・決議事項)

第15条 役員会における協議および決議事項は次の通りとする。  
年間活動方針・計画  
会計報告と予算の承認  
規約の改定  
その他、役員が必要と認めた事項

(会員への報告)

第16条 役員会での決議事項は、書面（電子文書可）にて速やかに会員に報告する。

## 会 計

(年会費)

第17条 年（4～3月）会費は一律3,000円とする。

(終身会費)

第18条 終身会費として30,000円を一括納入することができる。  
終身会費を納入した会員は以後の年会費を免除されるものとする。

(臨時会費)

第19条 会長は、役員会の承認により臨時会費を徴収することができる。

(会費の用途)

第20条 会費は、本会の目的に基づいて使用する。

(会計)

第21条 本会の会計事務は、すべて役員会の承認のもとにこれを行い、会計が

# 神戸大学マンドリンクラブ弦友会規約の改定について

平成23年7月30  
日

これを管理する。

(会計年度)

第22条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計報告)

第23条 会計は各会計年度毎に収支決算を行い、役員会の承認を得て会員に報告しなければならない。

## 本部及び支部

(本部)

第24条 本会は本部をクラブ内に置く。  
神戸大学マンドリンクラブ 〒657-0013 神戸市灘区六甲台町

(支部)

第25条 総会の決議により、支部を設置することができる。

(支部長)

第26条 支部は、その代表者として支部長を置き、支部の取りまとめ並びに本部との連絡に当たらせる。

## 付 則

(改正)

第27条 本規約の改定は、役員会の決議を得てこれを行う。

(実施)

第28条 本規約は、役員会で承認後、直ちに実施する。

(細則)

第29条 本規約の実際の運営について、別に細則を作り役員会の決議を得て実施することができる。

昭和57年12月制定

昭和61年 5月改定

平成 4年12月改定

平成23年 2月改定